

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）（附則第十二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得</p> <p>三（略）</p> | <p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得</p> <p>三（略）</p> |